

令和7年度 電気自動車用充電インフラ整備促進補助金 申請要領

制 定 令和7年5月23日

最終改正 令和7年8月13日

1 制度の目的

本補助金は、2050 ゼロカーボンの実現を目指し、電気自動車等を利用しやすい環境を構築し、EVへの転換を着実に進めることを目的としています。

2 補助対象となる事業

補助金の交付の対象となる事業は、電気自動車等の利便性の向上又は普及の促進に寄与すると考えられる不特定多数の人が訪れることができる施設等※1の利用者が使用する駐車場等において国補助金※2 を利用し、充電設備を購入して設置する事業です。

※1 道の駅、空白地域、観光地の拠点

※2 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」

3 補助対象となる設備

電気自動車等に充電するための設備であり、下記要件を満たすものです。

○新規設置又は入替設置する設備であること。

○国補助金対象として承認された機種であること。

4 補助対象者(申請できる方)

国補助金の交付決定を受けた方が申請することができます。

5 補助内容

補助対象事業	補助対象者※1	補助対象経費※3	補助率※4	補助 上限額
1. 道の駅への充電 設備設置事業 (経路充電)	法人又は個人	国補助金のうち高速道路 SA・PA 及び道の駅等への充電設備設置事業(経路充電)で道の駅に設置するものと同じ。	(新規設置) 2分の1以内 (入替設置) 3分の1以内	(新規設置) 150 万円 (入替設置) 100 万円
	地方公共団体※2		(新規設置) 3分の1以内 (入替設置) 4分の1以内	
2. 空白地域への充電設備設置事業 (経路充電)	法人又は個人	国補助金のうち高速道路 SA・PA 及び道の駅等への充電設備設置事業(経路充電)で公道又は空白地域に設置するものと同じ。	(新規設置) 2分の1以内 (入替設置) 3分の1以内	(新規設置) 150 万円 (入替設置) 100 万円
	地方公共団体※2		(新規設置) 3分の1以内 (入替設置) 4分の1以内	

3. 観光地の拠点への充電設備設置事業(目的地充電)	法人又は個人	国補助金のうち商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業(目的地充電)と同じ。	(新規設置) 2分の1以内 (入替設置) 3分の1以内	(新規設置) 150万円 (入替設置) 100万円
	地方公共団体※2		(新規設置) 3分の1以内 (入替設置) 4分の1以内	

※1 充電設備及びその設置工事をリースする目的で取得する場合は、リース会社が補助対象者となり、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映したリース料金を設定すること。

※2 地方公共団体がリースの利用者となる場合を含む

※3 消費税及び地方消費税を含まない

※4 補助対象経費から国補助金を控除した額に対する補助率

6 補助の主な要件

補助対象事業	補助交付申請要件
1. 道の駅への充電設備設置事業 (経路充電)	次の要件を全て満たすこと。 ①長野県内の道の駅に充電設備を設置すること。 ②新規設置又は既設充電設備より出力の高いもの若しくは充電口数が増加するものへの入替設置とすること。 ③充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。 ④充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。 ⑤充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。 ⑥充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況及び空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。 ⑦設置する充電設備は、急速充電設備又は蓄電池付急速充電設備であること。 ⑧充電サービスは有償とすること。
2. 空白地域への充電設備設置事業 (経路充電)	次の要件を全て満たすこと。 ①原則として長野県内の主要道路上又は長野県内の主要道路に面した施設に充電設備を設置すること。 ②新規設置又は既設充電設備より出力の高いもの若しくは充電口数が増加するものへの入替設置とすること。 ③充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。 ④充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。 ⑤充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。 ⑥充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況及び空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。 ⑦設置する充電設備は、急速充電設備又は蓄電池付急速充電設備であること。 ⑧充電サービスは有償とすること。 ⑨電欠防止の観点から特に重要な場所又は利便性向上の観点から電気自動車等の普

	及に特に有効な場所であり、原則として主要道路上道のり30km以上の急速の公共用充電設備未設置の区間内の場所であって、道のり10km以内に急速の公共用充電設備がない場所(入替設置については、既設充電設備が撤去されると同様の場所となることが見込まれる場所)に充電設備を設置すること。(主要道路上に設置する場合に限る。) ⑩電欠防止の観点から特に重要な場所又は利便性向上の観点から電気自動車等の普及に特に有効な場所であり、原則として設置予定場所から主要道路上道のり15km以内に急速の公共用充電設備がない場所(入替設置については、既設充電設備が撤去されると同様の場所となることが見込まれる場所)に充電設備を設置すること。(主要道路に面した施設に設置する場合に限る。)
3. 観光地の拠点への充電設備設置事業 (目的地充電)	次の要件を全て満たすこと。 ①長野県内に充電設備を設置すること。 ②新規設置又は既設充電設備より出力の高いもの若しくは充電口数が増加するものへの入替設置とすること。 ③充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。 ④充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としないこと。 ⑤充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。 ⑥充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況、空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。 ⑦設置する充電設備は、急速充電設備又は蓄電池付急速充電設備であること。 ⑧充電サービスは有償とすること。 ⑨電欠防止の観点から特に重要な場所又は利便性向上の観点から電気自動車等の普及に特に有効な場所であり、原則として長野県が実施する観光地利用者統計調査の調査対象となる県内の観光地であること。 ⑩充電設備を設置する施設等が所在する市町村から充電設備の設置について、⑨の要件を満たす旨の推薦を得ること。(地方公共団体が設置する場合を除く。)

7 申請・報告等の手続

本補助金に関する申請等の手続は、以下のとおりです。

電気自動車用充電インフラ整備促進補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)等を確認の上、必要な書類を期間内に提出してください。

(1) 申請等書類の受付

ア 配布方法

「ウ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、長野県公式ホームページからダウンロードできます。
(郵送による配布は行いません。)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/inhurahozyokin.html>

イ 提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

- (ア) 「ウ 配布場所及び受付場所」への持参又は郵送(「特定記録郵便」又は「簡易書留」)
紙媒体で1部提出してください。

- (イ) ながの電子申請サービスによる申請

・交付申請

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=57189

・実績報告

<https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList detail?tempSeq=57190>

・事業計画変更申請

<https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList detail?tempSeq=57195>

・事業計画中止(廃止)承認申請

<https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList detail?tempSeq=57197>

・事業計画遅延等報告

<https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList detail?tempSeq=57198>

ウ 配布場所及び受付場所

長野県環境部ゼロカーボン推進課

郵便番号:380-8570

所在地 :長野県長野市大字南長野字幅下692-2

電話番号:026-235-7022

エ 費用の負担

申請等に要する経費は、全て申請者の負担とします。

オ 提出書類及び提出期限

手続の種類	提出期限	提出書類
交付申請	国補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内又は令和7年12月26日のいずれか早い日	(1) 申請書(様式第1号) (2) 誓約書(様式第2号) (3) 国補助金の交付決定通知書の写し (4) 国補助金の交付申請時に一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)の次世代自動車センターオンライン申請システム(以下「オンライン申請システム」という。)を利用して、入力した申請データ及びアップロードした必要書類一式の写し (5) 充電設備設置工事費積算表及び交付申請(実績報告)額算出表 (6) 市町村の推薦書(様式第3号)(交付要綱別表1の3に掲げる事業に申請する場合に限る。) (7) 既存充電設備の出力及び充電口数がかかる書類(製品の仕様書等)の写し(入替設置の場合に限る。) (8) その他知事が必要と認める書類
事前着手届	交付決定の前に補助事業に着手しようとするとき	事前着手届(様式第4号)
事業計画変更申請	補助事業の内容を変更しようとするとき ※提出が必要な場合についてはQ&Aの13を参照	(1) 事業計画変更承認(及び変更交付)申請書(様式第5号) (2) 国補助金の計画変更承認通知書の写し (3) 国補助金の変更承認申請時にセンターのオンライン申請システムを利用して、入力した申請データ及びアップロードした必要書類一式の写し

事業計画中止(廃止)承認申請	補助事業を中止又は廃止しようとするとき	事業計画中止(廃止)承認申請書(様式第6号)
事業計画遅延等報告	補助事業が予定の期間内に完了しないとき	事業計画遅延等報告書(様式第7号)
実績報告	国補助金の額の確定通知があった日から起算して 30 日以内又は令和8年2月 27 日のいずれか早い日	(1) 実績報告書兼補助金交付請求書(様式第8号) (2) 国補助金の額の確定通知書の写し (3) 国補助金の実績報告時にセンターのオンライン申請システムを利用して、入力した申請データ及びアップロードした必要書類一式の写し (4) 充電設備設置工事費積算表及び交付申請(実績報告)額算出表 (5) 貸与料金の算定根拠明細書(様式第10号)(リース契約に基づく報告の場合に限る。)

(2) 申請書類の返却

申請書類は返却しませんのでご了解ください。

なお、申請書類は本件に係る交付決定等補助金の交付に係る事務のみに使用し、他の目的には使用しません。

(3) その他

ア 紙媒体で提出する場合、表紙には事業の名称と事業者名を記入してください。

＜記入例＞「令和7年度 電気自動車用充電インフラ整備促進補助金申請書 ○○(申請者名)」

イ 書類提出後の差し替えは認めません(長野県が修正や追加提出等を求める場合を除く)。

8 交付の決定方法

(1) 交付申請の受理

申請は先着順に受理します。交付申請額の合計が予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって交付申請の受理を終了します。

なお、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理する順番を決定します。

(2) 審査

交付申請の受理後に、書類審査等により補助金の交付について決定し、同決定内容を申請者に通知します。

9 留意事項

○交付要綱及び本要領をよくご覧のうえ手続きを行ってください。

○提出書類の確認・審査のため、必要に応じ、追加資料の提出や面談を依頼することがあります。

○本補助金は、補助事業完了後の精算払いとします。補助金の交付に当たっては、実績報告を国補助金の額の確定通知があった日から起算して 30 日以内又は令和8年2月 27 日のいずれか早い日までに行う必要があります。

○補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後 10 年間保存してください。

10 問い合わせ先

長野県環境部ゼロカーボン推進課

電話番号 : 026-235-7022

FAX 番号: 026-235-7491

E-mail : sho-ene@pref.nagano.lg.jp